九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

商事判例研究

九州大学産業法研究会

竹村, 純

https://doi.org/10.15017/1794

出版情報：法政研究. 49 (4), pp.93-99, 1983-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

商事判例研究

九州大学産業法研究会

不渡の符箋等により満期後の支払拒絶が手形面上明らかにされたのちの裏書と手形法二〇条一項

最高裁第一小法廷昭和五五年一二月一八日判決（昭和五四年(オ)第二七一号約束手形金請求事件）

（金融・商事判例六一二号三頁）

〔事実の概要〕

Yは、昭和五二年八月二日、借金の担保として、訴外A宛に額面一五〇万円、満期日同年一一月三〇日の本件約束手形を振出した。その後、Aは本件約束手形を満期日に支払場所に呈示して支払を求めたが、支払を拒絶され、同日、交換スタンプが押され、契約不履行を理由とする支払拒絶の旨を記載した符箋が貼付されてAに返還された。そこでAは、支払拒絶証書作成期間内の同年一二月二日、本件約束手形をXに裏書譲渡し、Xが手形金および満期日以後の法定利息の支払を求めて訴訟を提起した。

手形判決（京都地裁昭和五三年二月八日判決）ではX勝訴。右手形判決において、Yは、本件約束手形がAに対する借金の担保として振出されたが、Aに対する弁済金について利息制限法を適用すれば、借金は完済されており、この借金の消滅をもって本件約束手形の原因関係は消滅し、よってYはXに手形金の支払をする義務はないと主張したが、この主張は認められていない。

第一審（京都地裁昭和五三年六月一二日判決）では、Y勝訴。右第一審判決において、裁判所は、本件手形をXがAから裏書によって取得したのは、支払拒絶証書作成期間経過前ではあるが、手形面上支払拒絶が明白になった場合には、遡求の段階に入り、転々流通することは通常ありえないとして、手形面上支払拒絶が明白となった後になされた裏書は、支払拒絶証書作成期間前であっても、手形法二〇条一項に定める支払拒絶証書作成後の裏書に準じて指名債権譲渡の効力しか有せず、人的抗弁は切断されないと判示し、Yの主張を認容した。

控訴審判決（大阪高裁昭和五三年一二月一四日判決）では、右原判決とは逆に、最高裁昭和三一年一二月二一日判決（民集二四巻五四五頁）等にしたがって、本件裏書は期限後裏書ではないと判示し、原審判決を取消してYを敗訴させた。

これに対してYは、原判決は手形法二〇条一項の解釈・適用を誤り、違法であると主張し、「不渡符箋が貼付せられ、手形面上支払拒絶が明白となった場合、その後になされた裏書については手形法二〇条一項の趣旨に鑑み、同条に定める『支払拒絶証書作成後』に準じて期限後裏書であり、指名債権譲渡の効

力」しかないので、人的抗弁の切断の効力はないと抗弁して上告したのが本件である。

〔判旨〕　上告棄却

「約束手形の支払拒絶証書が作成される前であって、しかもその作成期間の経過前にされた裏書は、たとえ不渡の符箋等により満期後の支払拒絶の事実が手形面上明らかになった後にされたものでも、満期前の裏書と同一の効力を有するものと解するのが相当である。」

〔評釈〕　判旨に賛成

一、本件判決は、不渡の符箋等によって支払拒絶の事実が手形面上明らかになった後でも、支払拒絶証書作成期間経過前であれば、その裏書は期限後裏書ではないと判示し、従来、この点について対立のあった裁判例に決着をつけたことにその意義がある。

本件の先例として、最高裁昭和三一年一二月二一日判決（判タ六七号六七頁）がある。右判決は、「支払拒絶後であっても、拒絶証書を作成することなく拒絶証書作成期間内になされた裏書は、手形法第二〇条第一項但書のいわゆる期限後裏書にあたらない。」としている。しかし、不渡の符箋等により支払拒絶が明らかになった後で支払拒絶証書作成期間経過前の裏書について、それが期限後裏書となるか否かについては、本件判決がでるまで下級審判決は対立していた。以下、この点について考察してゆく。

二、期限後裏書とは、支払拒絶証書作成後または支払拒絶証書作成期間経過後になされた裏書をいう。通常、裏書は満期前までなされるが、満期後に裏書をしても、支払拒絶証書作成前または支払拒絶証書作成期間経過前になされた裏書は、満期前の裏書と同一の効力を有する（手七七条一項一号、二〇条一項）が、その後になされた裏書（期限後裏書）は、遡求段階に入った後の裏書であるから流通の保護を考慮する必要はなく、抗弁の切断（大判明治三五年一二月一六日民録八輯一一巻九六頁等）、善意取得（最判昭和三八年八月二三日民集一七巻六号八五一頁）は認められず、担保的効力も生じず、単に指名債権譲渡の効力しか認められていない（手七七条一項一号、二〇条一項）。ところで、手形所持人が満期に振出人に支払呈示をして、それが拒絶された場合にも、手形面上に支払拒絶証書作成免除（手四六条一項、七七条一項一号）という文言が記載されていることから、支払拒絶証書が作成されず、そのまま支払拒絶証書作成期間内に裏書された手形について、支払拒絶となったことが手形面上明らかな場合において、これを期限後裏書と解すべきか否かという問題が生じる。

本件判決が出るまで、判例はこれを期限後裏書とみるか否かについて対立していた。下級審の判決は、これを期限後裏書とするものが多い。また学説はいまだにこの点について大きな対立が続いている。そこでの論点は、満期後にして支払拒絶証書作成期間内の裏書は「支払拒絶証書」作成がないと絶対に期限後裏書にならないのか否かという点であり、この点について、実質的に取引通念をも考慮して解釈するという立場（以後「実質説」と呼ぶ）

と、形式的厳格性を重視して解釈するという立場（以後「形式説」と呼ぶ）の対立がある。どちらの立場をとるかによって結論は、まったく異なるが、期限後裏書の人的抗弁の切断の否定は、手形の流通性促進の保護をどこでとどめるかであり、また形式性の強調も結局は手形の流通性の促進であることにかわりはない（柿崎「最新手形判例コメント」三九事件二二六頁）。

まず、実質説からは、次のように述べられている。すなわち、手形自体から誰がみても不渡となったことが明白の場合には、実質的には、遡求の段階に入った後の裏書と同じであり、そのことから、たとえ満期後で拒絶証書作成期間経過前の裏書であっても、流通を促進するために認められた特別の効力を認める実質的な理由はないのであるから、この裏書は期限後裏書であり、よって人的抗弁の切断は認められない（大原・ジュリスト二七九号七八頁以下）としている。さらに、「『持出銀行』の支払拒絶の旨の付箋が糊付されている」場合、「取引通念において概に適法の呈示および支払拒絶の事実が手形面上確認されているということができるので」この後の「裏書をもって期限後裏書と解するのが相当である」（桐山・法学志林第五九巻第二号一一八頁）としている。後者の見解の根拠として、わが国手形法二〇条の手本となったジュネーブ統一条約二〇条を引用し、その実質的意義からすると、「満期後の流通保護の支点は所持人の当手形は満期後もなお正当に流通しうるであろうという『信頼利益』の保護にあった」のであり、よって拒絶証書は手形の取引社会における経済的機能を前提としてそれに対する所持人の善意を保護する限界点を示すべき徴表である。つまり拒絶証書は、手形が本来有する経済的機能を果さなくなった危険信号である。よって手形が適法に呈示され、支払が拒絶された事実が手形面上確認されれば足りる（桐山・前掲一一八頁）としている。この立場を採る裁判例としては、福岡地裁昭和三五年二月二九日判決（下民集一一巻二号四五七頁）、東京高裁昭和三六年四月一一日判決（下民集一二巻四号七六五頁）、京都地裁昭和四〇年一二月一六日判決（下民集一六巻一二号一七七六頁）、東京地裁昭和四七年八月三一日判決（判時六八一号一八四頁）、東京地裁昭和四八年四月一一日判決（判時七〇四号九五頁）などがある。まず、右福岡地裁昭和三五年判決は、右事件における訴外Aが、原告Xから金銭を借り、さらにその金銭を他に貸していたこと、ならびに原告Xが右事件における手形の裏書譲渡を受ける際に、すでにAが被告から弁済をうけ、右約束手形を被告に返却すべきことを知りながら、被告Yを害する目的をもって右手形の裏書譲渡をうけたと認定した後、「満期後支払拒絶証書作成期間経過前の裏書であっても…取引通念に照らし支払期間内に呈示され、支払拒絶が明らかになったことが手形面上一見明白であれば手形法第二〇条の趣旨からしてその裏書は指名債権譲渡の効力しかない…。」と判示している。また、拒絶証書の作成の有無については、「支払拒絶証書の作成が要求されるのは遡求について支払拒絶の事実が当事者の利害に重大な影響を及すからであって、手形の流通促進を目的とした抗弁切断の制度を考える場合はまた趣を異にする」から、支払拒絶証書の作

成のないことについてはあまり考慮する必要はないと判示している。さらに、拒絶証書作成義務免除のうえ裏書をうけた場合にはこれを作成する必要はないと判示して人的抗弁の切断を認めていない。また、右東京高裁昭和三六年判決は、取立委任文言の抹消が支払拒絶後、支払拒絶証書作成期間前になされた事例で、原告がこれを無権限に抹消した点に被告を害する意図があったととらえられているようである。以上の事実を前提に右判決は、満期日附で受取人の契約不履行のため支払に応じられない旨の附箋がついており、また裏書人の裏書について支払拒絶証書の作成義務を免除する旨の記載があることから、支払拒絶証書作成後の裏書であり、受取人に対する人的抗弁をもって控訴人に対抗できないと判示している。前記京都地裁昭和四〇年判決は、原告の悪意を否認しており、手形面上支払を拒絶されたことが明白な手形は、拒絶証書作成期間内に裏書譲渡された場合には「拒絶証書作成期間内に裏書譲渡を受けたものであっても、原告は、満期前の裏書人である遡求義務者に対しては既に裏書人において裏書譲渡前に遡求権保全の手続を完了し、遡求の段階に入っているものであるから、その後になされた原告に対する右裏書は期限後裏書」となると判示し、そこから、期限後裏書の被裏書人はその裏書人の具体的な法的地位を承継し、改めて支払のための呈示をすることなく振出人のみならず、満期前の裏書人である遡求義務者にも遡求できると判示している。また、東京地裁昭和四七年判決は原告に害意を認め、「本件手形については、甲信用組合の交換スタンプ印が押捺され、かつ、取引停止後につき支払を拒絶する旨の甲信用組合の付箋が貼付され、右付箋と手形には契印が押されている…から、本件手形が満期に呈示されて支払拒絶となったものであることは、手形面上一見して明白である。このような場合、その後になされた裏書は、たとえ支払拒絶証書作成期間経過前であっても、手形法二〇条の趣旨から、指名債権譲渡の効力しかない」と判示している。最後に右東京地裁昭和四八年判決は、銀行の取引の実態を考慮しつつ不渡符箋が貼付され、支払拒絶が手形面上明白となったのを契機として遡求段階に入ることは周知のことであり、原告が被告を害する目的を持っていると暗に認め、「手形面上支払拒絶が明白となった場合、その後になされた裏書については手形法二〇条一項の前記趣旨に鑑み同条に定める『支払拒絶証書作成後』に準じて指名債権譲渡の効力」しかないと判示している。

以上に対して形式説では、単なる支払拒絶後の裏書は通常の裏書であり、期限後裏書ではない（佐藤「手形法・小切手法講座」三巻三一頁）としている。なぜならば、手形法二〇条が「支払拒絶後の裏書としないで、支払拒絶証書作成後あるいは支払拒絶証書作成期間経過後の裏書としているのは、これをもって形式的に明確な基準となるべき時点を定めようとする趣旨」（大阪地裁昭和四一年六月三〇日判決週金判一五号一〇頁）を有しているからであり、このことは、「遡求の場合（手四四条一項）において、支払拒絶の事実の証明は、支払拒絶証書の作成のみによる

べきものと軌を一にする」（大隅・河本「注釈手形法・小切手法」二四一頁）からである。上記の理由から、右学説は前記福岡地裁の判決に反対している。また、「実体的な事実と形式的な券面上の記載というものの間には、必然的な同一性というものはあり得べくもない。そこには蓋然的同一性しかあり得ないわけである。手形法二〇条の要件の意味あいは、公正証書である拒絶証書によるか、あるいは拒絶証書作成期間の経過という何人にも明白な事実によるか、そのいずれかによってのみ当該手形の不渡が形式上明白になるものであって、それ以外の記載を以てしては、たかだか不渡の事実があったことの蓋然性しか明白にならないということに存する」（倉沢・法学研究第三七巻第二号九九頁）ことから、たとえ支払担当者である銀行等が預金不足を理由に支払を拒絶したとしても、このことから法律上、何らかの致命的な欠陥が手形に当然に与えられるのではないのである。なぜならば、当該手形の所持人ないしその後者は、拒絶証書作成期間が経過してしまうまでは、振出人自身が支払うことを期待して行動することができるからである。銀行の記載証明した支払拒絶の記載に対する実体的な支払拒絶の事実の存在は、この記載だけではわからない（倉沢・法学研究第三七巻第二号九九頁）のであるから、期限後裏書となるには、公正証書たる拒絶証書が作成されるか、または拒絶証書作成期間の経過という形式的な要件が必要であるとしている。また、手形が有価証券特有の法理をもって流通するのは手形債務者がこのような流通を欲するからであり、手形債務者の流通を欲する意思を法が是認しているからである。そしてこの意思の終了時を手形法二〇条一項は支払拒絶証書作成時または支払拒絶証書作成期間経過時であると認めている（小橋・判例評論九五号一一八頁）と解する説もある。この立場をとる下級審の裁判例としては、東京地裁昭和三六年五月一日判決（下民集一二巻五号九三三頁）と大阪地裁昭和四一年六月三〇日判決（週金判一五号一〇頁）の二つがある。〔右東京地裁昭和三六年判決は、拒絶証書作成義務が免除されている手形で、これが満期の翌日に支払呈示されたが、支払を拒絶され、その後拒絶証書作成期間内に裏書譲渡されたという事例である。この点について右裁判所は、被告には原告を害する意思がないことを認め、この裏書が支払拒絶証書作成期間内の裏書であり、被告はこの裏書によって、裏書人とは独立に手形上の権利を取得したのであるから、期限後裏書とはならない。したがって、被裏書人は、その前者に対する遡求権を保全するために、拒絶証書作成期間内に、さらに振出人に対して支払呈示をしなければならないと判示している。後者の点については、前記京都地裁昭和四〇年判決とは異なる。また、右大阪地裁昭和四一年判決においては、原告には害意があるとの認定はしておらず、「期限後裏書というためには満期後の裏書をもってすべて期限後裏書とされるものではなく、拒絶証書作成期間経過後、すなわち、満期に次ぐ二取引日を経過してなされた場合に始めて期限後裏書となる」と判示している。

また、最近の有力な少数説は、債務者が手形を受戻さずに手

形面上の金額を支払った場合でも、手形上の権利は消滅せず、期限後裏書の被裏書人に対しては、当該被裏書人の悪意が立証されないかぎり、支払済の抗弁は対抗しえない（鈴木「手形法・小切手法」二八五頁、二八六頁注一六）と主張している。

三、ところで、実質説は、実務の実態すなわち、銀行の高度信の用性から、銀行を半公的機関とみているように思われる。また、小切手法四一条一項において、拒絶証書にかわって、銀行の支払拒絶宣言を認めている。しかし、手形と小切手の機能のちがいならびに、小切手の呈示期間の短いこと（小切手法二九条一項）などから考えると、手形と小切手を同列に考える余地はないと思われる。わが国では、拒絶証書作成前の最後の裏書に接着して拒絶証書を作成する（拒絶証書令三条二項）ことになっているのであり、拒絶証書と同一の効力を有する銀行の支払拒絶宣言（小切手法三九条二号、三号）を認めていないのであるから、やはり手形法二〇条にいわれるごとく、拒絶証書作成後または、拒絶証書作成期間経過後の裏書をもって期限後裏書と解するのが妥当ではないだろうか。アメリカ統一商法典（U. C. C. Sec. 3-510）等のように、約束手形に銀行のスタンプが押されているか、もしくは約束手形に「支払停止」とか「資金不足」といった文言が記載された符箋が貼付されている場合には支払が拒絶された証拠となると規定してあるのであれば別であるが、わが国ではそのような規定はないのである。実質説をとると、原因関係を知らない第三者は何らの保護も与えられないことになる。同じ裏書でも期限後裏書による手形の譲受人は善意取得の保護を受けえないことになる（手形法二〇条・同七七条一項一号）のである。形式説により、拒絶証書作成前の裏書および拒絶証書作成期間経過前の裏書を通常の裏書と解するとともに、このような手形を裏書譲渡によって受け取った譲受人が、振出人を害する目的で受け取った場合にのみ手形法一七条但書の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ…」により、人的抗弁を認めることにより、善意取得者および振出人を保護すべきではないだろうか。また、形式説をとった場合の問題点として、支払拒絶の旨の銀行のスタンプを押された手形を拒絶証書作成期間内に再び支払人に対して支払呈示しなければならないかという疑問が生じる。手形法二〇条をより厳格に解すると再呈示は当然のことといえるかも知れないが、それでは手形の善意取得者の救済ができなくなるおそれが生じてくる。この点については、むしろ本件のような手形を裏書譲渡によって譲受された被裏書人は、その裏書人の具体的な法的地位を承継し、改めて支払のための呈示をすることなく振出人や満期前の裏書人である遡求義務者に遡求できる（前記京都地裁昭和四〇年判決）ものと解すべきであろう。

四、次に本件について考察する。本件約束手形は、満期日である昭和五二年一一月三〇日に支払呈示がなされたが、不渡となり、支払拒絶の旨の記載された銀行の符箋が貼付されて返還された後、支払拒絶証書は作成されず、支払拒絶証書作成期間内である同年一二月二日にXに裏書譲渡されたことが認められて

いる。原因関係の消滅については控訴審判決で否認されてはいるが、そこにおいて、「Aの裏書は期限後裏書に当らないから、その原因関係であるYのAに対する貸金債務が弁済によって消滅したにしても、YにおいてXが害意をもって本件手形を取得したことを主張立証しない以上…」という形で、Xの害意を主張立証すれば、Yは勝訴できるであろとする忠告がなされているであろうと思われるにもかかわらず、本件では、その旨の主張立証はまったくなく、単に手形法二〇条の解釈のみに終始している。以上の点から考えると、形式説に立つとみられる本件判決は、妥当であると思う。

（竹村　純）